

# 第1回「徳島県読書バリアフリー推進協議会」会議録

令和3年1月25日（月）10時から正午まで 県庁10階大会議室

（事務局より説明）

委員長

ありがとうございました。

読書バリアフリー法成立までの経緯や、国の動きであるとか、それを受けての地方公共団体の役割とか、一番根本のところから説明をしていただいたと思います。そこから現在の課題はどこにあるのか、というところまで詳しくご説明いただいたところです。また、最後に、今後取り組むべき施策の方向性、協議をいただきたい事項ということで、いくつか提案があったところがあります。

今から協議を進めていくわけですが、私も含めて、本日皆さんで協議をしていただいた内容を基に、事務局の方でまとめて、次の会で計画の骨子案としてお示ししていただけると聞いております。ですから、皆様方におかれましては、たくさんの意見を頂戴したいと、こう考えているわけです。

それで、話の順序ということになりますが、まず、本日のこの会には、障がい者団体の関係者の方もおいでしています。まずは、課題を事務局の方から伝えていただいたわけですので、実際、障がい者団体の方々は、こういったところに課題を感じていて、また、プラスこういったところにこうしてほしいというニーズがあるのかということ、まずは一番目にお聞かせいただきたいと思っています。団体の方のニーズを受けた後で、ここには図書館の関係者の皆様方とか、ボランティアの関係者の皆様方とか、そういった方々がおられますので、我々がどういったことができるのかといったようなことも含めて、協議をしていったらどうかと思っております。それで、後半の方に、我々がどういったことができるのかといった時に、また障がい者団体の方々に、もう少しこれしてほしいとか、またプラスアルファでこういったことをしてほしいというようなことを、またこれを受けて言っていただけると、議論が深まるのではないかと考えております。今日の議論は、11時50分くらいまでお時間をいただいておりますので、活発にご意見をいただきたいと思っております。

それでは今言ったような形で進めさせていただきますので、まずは障がい者団体の方の中で、今の現状とか、特に今こういったニーズがあるということがありましたら、ざっくばらんにお伝えいただけたらありがたいのですが、お願いできますか。

委員

まず初めに、この読書バリアフリー法が施行されて、そしてこの推進計画を策定するという事になっておりまして、徳島県には、いち早くこういう読書バリアフリー推進協議会を設置いただいたことに、県の関係者に心から御礼を申し上げたいと思います。多分、徳島県が一番早いのではないかと、そんなふうを感じているところでございます。

今、事務局の方から説明をいただいた中で、いろいろと感ずるところでございますが、皆様ご承知の通り、視覚障がい者の中でも、中途失明者がものすごく増えてきてまして、点字離れがおきているということは、これはもう全国的に確かです。我々団体といたしましては、点字というのは非常に大事なものだということは感じておりますけれども、そういう傾向にあるということは、これはもう確かなことでございます。

それから、ICTを使って、ということでございますが、パソコンを使って読書をする場合、今ご紹介いただいたような、サピエ図書館というものがあられて、これが非常に画期的なもの

でございますが、このパソコンの技術を習得するということが、これがまた困難なことになっております。やってみれば簡単にやれるとは思いますが、そこで、特に障がい者の重度化、1、2級が半数を占めておりますし、身体障がい者の中でも65歳以上が77%という、いわゆる重度化、高齢化というのが進んでいるわけでございますから、この機器をいかに、そういう方々に教えるかということと、その機器を入手するのにどうするかということ、いろいろここに記載されていますけれども、そういうところが課題になってきていると思います。

事務局の方でも記載されているとおりでございますけれども、今後の方向性として、やはり、徳島県立図書館がキーセンターになっていただいて、そして将来的には、市町村の図書館を含めた大学図書館等々と連携していただき、そして徳島県にしかない郷土史、あるいは石井町にしかない郷土史をサピエにあげていただきたいと思います。それから、特殊な書籍、大学図書館の方も来ておられると思いますけれども、視覚障がい者は、あんまり灸の仕事をしておりますので、そういった関係書籍も提供していただき、そして各図書館がサピエに入っただいて、全国の各都道府県それぞれが、サピエにこれをあげていただき、どこからでも視覚障がい者がどんな方法でも入手ができるという体制を作っていくのが、望ましい形ではないかと感じたところでございます。

委員長

ありがとうございました。現状も含めて、これからの方向性も含めてご提案をいただいたと思います。私も、今、委員が言われたように、点字離れが全国的にあるというのを感じております。それから、パソコンの技術といいますか、サピエに接続をしたいと障がいの方が言われた時に、やはりその時のセットアップ、一番最初のセットアップが大変だと聞いております。たとえばIDとかパスワードとかを求められるわけですが、そういう時の大文字と小文字と数字が入ったような、それを打ち分けながらしていくわけですが、事務局から頂いた資料の、協議していただきたい事項の中に、「障がい者のデジタルデバイド解消」ということがございますが、デジタルデバイドというのは私の理解では情報技術を使える人と使えない人の大きな格差があるということで、委員が言われていましたが、使いだしたら分かるけれど、最初のとっかかりの時にどうしたらいいかというのがよく分からない、最初がものすごく難しいという、そこを誰が支援していくのかというところがあると思います。それから今、委員が言われました、誰でもどこでもどこからでも入っていけるということで、県立図書館を中心としたネットワークづくりが大切だということをご提案いただいたところです。また、このことについては図書館からも委員がたくさん来られていますので、どういう現状かというのは後からお伝えいただきたいと思っております。

次に、視覚障がい者等の中には肢体不自由の方や発達障がいの方も法令の中には入っています。何かございますでしょうか。

委員

私の主人はALSを発症して31年になります。それで今現在、在宅でずっと療養生活を行っておりますけれども、残念ながら読書ができるということは介護者もちょっと分からなかったもので、もし本人が本を読みたいということになれば、介護者その本を朗読するしか方法がないような状態なのです。また、図書館に行くにあたって、人工呼吸器をつけた患者が図書館へ行くということは、本当に不可能に近い状態なので、主人も図書館に行ったことはありません。今現在コミュニケーションは、パソコンでとるか、文字盤を使ってとっております。先ほど見せていただいたように、新聞の記事などをパソコンに掲載できるようなことがあれば、本人も楽に、現実に自分の目で見て、理解ができるのではないかと思います。やはり支援機器の普及促進をお願いしたいと思います。

これから読書に対しての取組みをやっていかなければいけないと思います。ALSは手も足もみんな動かない、ただじっと寝ているだけといった状態になりますけれど、頭脳は清明なので、本人の意見としたら、多分反論もしたいし、したいと思うことがたくさんあると思うけれども、そのコミュニケーションが一番取りづらいので、つい本人も黙ってしまう。また介護者もコミュニケーションがとれないので黙ってしまう。そういうような現状なので、もしパソコンで新聞の記事を実際に自分の目で見たら、あ、こういうことかって分かることがたくさんあると思うので、支援機器の普及促進を、ぜひお願いしたいと思います。

委員長            ありがとうございます。今、お話を聞くと、読書というのがこれまであまりイメージがなかったということですね。

委員               はい、ありませんでした。

委員長            でもこれから委員が言われるように、残された部位を使って、読書ということに触れられるように、そういった支援機器が普及していけば、生活が豊かになってくるということですね。

委員               そうですね。ちょっと話がずれるかも分らないですけども、今主人はパソコンを使って絵を描いたり、いろいろなことをやっているのですけれど、(写真を見せて) こういうような状態でパソコンをしています。ですから、手でパソコンを打ったりはできないので、こういうような介護者も必要になってくるのです。ALSの患者さんはとにかく手も足もどこも動かなくなる。脳だけは正常です。そういう感じなので、読書ってなかなか難しいという感じはするのです。

委員長            委員から始めの方に、介護者の方で朗読という話がありましたね。たとえば、介護者の方の朗読は、最初から最後まで、分けながら行うと思うのですが、これも大切な部分ですけど、サピエ図書館というのがあって、介護者の方が操作をして、じゃあスイッチを入れるからねと言って、何分かそちらから流れてくるのを聞く。そういったこともできたらいいですよ。

委員               はい、ありがたいです。

委員長            そうしたら、その時間に家事ができたり、そういった意味でも、サピエを活用できるようになったらいいと思います。

今、名簿の中の障がい者団体の関係者の方で、お二人の委員にお伝えいただいたわけですが、今日は学校関係者の方もいらっしゃいます。学校の方はどうなっていますか。

委員               もちろん学校には学校図書館がございます。しかしながら、生涯学習ということで、一生涯を通じて学習を引き続いて行っていくということに関して、非常に卒業後というのが長いわけです。そのため、非常に関心も高く、期待もしているところです。また地域の中でも子供たちは育っていきますので、本当にありがたいと思っています。少し気になったのが、この障がい者の中で、知的障がい者の名称が出ていないということ。これが少し気になりました。それが課題ではないかと思っています。

バリアフリーということで、先ほど視覚障がい者の方のこと、それから肢体不自由者の方の説明がありましたが、知的障がい者の方のこと、何がバリアフリーになるかと考えました。たとえば

読書を進めるためには、まずはその内容、本がどんな内容であるかということ、それはそれぞれ人によって全く異なってきます。たとえば、電車が好きなお子さんは多くいて、他の乗り物が好きな子もいますし、それから比較的障がい重い方に関しては、触るようなもの、さっきも少し出ておりましたが、触る絵本のようなものなどを利用していることも多いです。スポーツが好きな人もいればアイドルが好きな人もいます。本の内容そのものを多様なものに検討いただくというのが一つ。それからもう一つが、本を探して返却ができるか、というシステムのなところ。たとえば知的障がいのお子さんでいえば、一人で来て一人で返すまでに練習が必要な方もいますし、支援も必要だと思います。そこを、環境を整えて、動線とか、配置図が分かりやすいような環境にしていいただいたら、移動もしやすいのではないかと思います。どのように借りてどのように返したらいいかということ、手順に沿って私たちも教えていきますので、学校で教えたことが、これからの生活で使えるようになったら一番いいと思っております。それから、どこに何があるか、図書館に行って、広ければ広いほど分かりにくい。この本はどこにあるかというのが分かるような環境設定。またもう一つ、楽しめるための環境設定。なかなか集中が続かない方もいらっしゃいます。周りのことが気になる方もいらっしゃいますので、机やイス、パーテーションなど、そういうものがあつたら行けるようになる方もいらっしゃるかもしれません。それらのことがあつたら、あ、もう一回行きたいな、また行きたいなとハードルがどんどん下がっていきますので、図書館に行く機会が増えていくと思います。成功体験が増えていくほど利用が増えていくと思います。そして、困ったときとか気分が悪くなったときとかはどうしたらいいのか、それを例えば、ここに行って困っているということを伝えたら、学校で言えばヘルプカードみたいなものがあるのですが、それらのことができたなら、失敗体験は減りますので、より楽しく読書が進むと思えました。学校においては比較的そういうことができやすい環境ではあるのですが、それがだんだん社会にも広がって行って、児童生徒が卒業後も一生涯を通じて図書館が利用できたらいいなと、地域の図書館も利用できたらいいなと思っております。

委員長

ありがとうございます。委員は、国の法律の中に盲、弱視、盲ろう、発達障がい、肢体不自由等と書いてありますけれど、そういった障がいの方をメインに据えた感じの法律になっているので、そのほかのところに知的障がい者等への配慮も認識して取り組むことという記載はあるのですが、最初のところに入っていないというところに疑問があるので、知的障がいのある方の読書というのものも、十分配慮をしてしっかりと考えていただきたいということですね。

委員が日頃接する中で、環境の設定が大切ということで、例えば図書館でも、どこに行ったら自分の好きな本があるのかとか、本を探すとか、元の場所に返すとか、そういったことを覚えておくのが知的障がいの方は難しい部分がある。それから集中が難しいということもあるので、集中できる環境というの、図書館の中に工夫をしていただきたい。そういった知的障がいの方に対する支援も欲しいとのご発言をいただいたと思います。

視覚支援学校の現状や課題、取組について何かございますか。

委員

この読書バリアフリー法が制定されたということで、本校は視覚障がいのある幼児・児童生徒が在籍しており、非常に関心を持って見ております。まず本校の読書の実態をお話しします。

本校では、幼児・児童生徒数の減少と、障がいの重度、重複化により、単独で読書をするということが難しい幼児・児童生徒が増えています。そのため、読書の中心は読み聞かせです。一方で、点字で学習する生徒もおりますし、また拡大教科書等、墨字で読書をする生徒もおります。本校の図書館でも、点字図書、拡大図書、触る絵本、布の絵本、拡大絵本等、多種多様な本を揃

えるように努めております。特に見えにくさのある生徒は、それぞれによって見え方が異なります。中心視野がまだある生徒は、一般的に書店で販売されている本を読むことも可能なのですが、多くは、拡大読書器であるとか、弱視ルーペであるとかの補助具を使って、文字を確認して、読書をしているのが実際です。私も弱視で、見えにくさがあります。資料、本を読むときは必ずルーペ、弱視レンズ等の補助具を使用しないと文字の認識、確認ができません。見えにくさのある方は、それぞれ見え方が異なりますので、適切な本の形態というのが変わってくると思います。先ほどの説明の中で、拡大図書というものが整備されているとあり、本校でも何冊か所蔵しておりますが、紙媒体ですと、文字の大きさというものが、必ずしも幼児・児童生徒にあった文字の大きさとは限らないので、拡大図書であっても見えにくいというところがあったりします。そうした時に、本校でも紙媒体の物をデジタル化して、それぞれの見え方に応じた文字サイズに変えたりして、資料を提供したり、学習を進めたりという支援をしております。あと、もう一点、先ほどのサピエの課題にもありましたが、小説とか一般書は、たくさん所蔵されていることは知っております。教科指導をする上で、やはり実用書であるとか問題集であるとか参考書であるとか、学習において必要な副教材となるようなものというのは、まだまだサピエでも不足しているのではないかと思いますので、できましたら、そういった実用書であるとか学習における参考書などについて、点訳だとかそういったサポートをしていただけると非常にありがたいと思っております。

委員長

ありがとうございました。視覚支援学校は重度化、重複化というような中で、非常に多様な情報の媒体が必要であるということです。そういった中で、サピエも活用し、非常に素晴らしいけれども、まだまだ実用書とか参考書とかいうものが少ないので、充実していただきたいということです。今、現状と課題をお話いただいたわけですが、図書館とか、図書館関係の連携とか、本の充実ということになってきますと、ボランティアの方々による点訳とか音訳ボランティアの方に話題が移ってきているように思います。今日は図書館関係の委員もたくさん来られていますが、そういう中で中心を担っておられるのが、視聴覚障がい者支援センターです。現状のことですとか、大学や県立図書館等との連携も含めて、お願いできますか。

委員

まず最初に皆様方からご意見をいただいたことについてですけれども、インターネットを利用したサービスというのは、サピエ図書館だけではなくて、国立国会図書館の視覚障がい者等用データ送信サービスがあります。これは、いわゆる学術図書、文献図書ですね、視覚支援学校で使われるような教材とか、各点字図書館の方でなかなか製作しにくい図書を、国立国会図書館の方で製作をしています。そういったものを収集して配信しているサービスがありますので、利用していただけましたらと思っています。

次に、センターの紹介をさせていただきます。パンフレットをお配りしておりますが、点字図書館と生活訓練事業を行っているわけですが、点訳・音訳ボランティアの養成をして、図書の製作を行い、そして貸出を行っています。対面の音訳サービスもしていますし、先ほどのサピエとか、教科の本の蔵書数の不足、そういったものはニーズに応じて音訳・点訳サービスもさせていただいております。サピエは私どもの業務についてなくてはならないもので、直接利用もできるのですけれども、なかなか自分たちでダウンロードできないという方々にとっては、当館の貸出係の方がダウンロードをして、CDに焼いて郵送で貸出するというような日々の業務を行っています。私どもの業務は、著作権法であったり、読書バリアフリー法であったりという法律は深く関連性があるって、動向を見ながらサービスの充実を図っていこうと常に考えているところです。

一昨年、読書バリアフリー法が施行された時には、やはり視覚障がい者だけではなくて、それ以外の読書が困難な方々にも、当館で製作したデジタル録音であったり、そういった資料をご利用いただけるのではないかとということもございまして、読書バリアフリー展を開催したんです。これは周知不足もあったのか、なかなか参加もしていただけなかったのですが、昨年は、県立図書館のご理解もいただきまして、徳島県の図書館協議会の職員研修の場をお借りいたしまして、生涯学習課と共催で、読書バリアフリー法についてと、読書支援機器の紹介をする時間をいただいて、実施させていただいたところです。それ以降、これからこういったところと連携ができるのかと考えて、特別支援教育課にご相談をいたしまして、今現在、2校にプレクストークというダイジープレイヤーを貸出させていただいております。貸出をして、私どもの方で、使い方の支援等もさせていただこうと思ひまして、今のところ2校で様子を見ていただいているところです。それで今後、来年度につきましては、もっとこういうものがあるという広報をしっかりと、皆様方に、こういった場面で必要だということをお教えをいただひいて、連携ができればいいと考えているところです。

委員長

今、委員からは、国立国会図書館の方でも取組みがなされているので、学校の方が必要な本、ということも含めてお答えいただいたと思ひます。それと、特別支援学校で2校、ダイジープレイヤーを試行的に貸出をし、子供たちがどういふ取組をするのかについて、もうスタートされているのですね。

委員

そうです。今、貸出をさせていただいております。私どもも、どこにどういふニーズがあるのかということが分からないので、今日ちょうどどういふ機会もあったので、今後、必要なところに支援ができればと考えています。

委員長

特別支援学校ですから、重複の方がおられたら、知的障がいだけでなく、肢体不自由の方とか、いろいろおられると思ひるので、そういった方がダイジープレイヤーを使って、視覚障がいだけでなく、ほかの障がいのある子供たちが、どういふふうにと組めるかを試行的にされているということですね。

委員

関連して言ってよろしいか。

委員長

どうぞ。

委員

今度、小中高の学校に政府からタブレット、パソコンが一人一台配付されると聞いております。それを利用して、このパソコンというものは、覚えると非常に便利がいいので、図書館から図書館、あるいは図書館から個人、個人から個人と、送信も受信もできますので、これを利用していったらいいのではないかと、もっとパソコンの良さを活用していったらいいのではないかとと思ひます。それと、人材のところでは、小中高校生にパソコンを配付するのですから、これで点訳や音訳の技術を教えて、高校生等に、クラブなどで作ってみたらどうかと。そうすると人材は豊富にあると思ひます。私たちが盲学校でいた時には、お隣の城南高校や、あるいは城東高校とか大学生が、盲学生と一緒に点訳をしていたことを記憶しております。やっぱり学生というものは、そういう機会を与えたら、飛びついてくれると思ひます。そのあたりを教育委員会が少し指導されてやられると、人材は豊富にあると感じた次第です。

委員長

ありがとうございました。今、小中高一人一台タブレットを貸与するGIGAスクール構想というのがありますがけれども、小中高等学校の、特に高等学校くらいの、また大学生を含めて、点訳ボランティアとか、音訳ボランティアとかの養成をしていくと、今の学生は興味関心を持って取り組んでくれるのではないかというご提案がありました。

ちょうどボランティア関係者の委員も来られていますので、お願いできますか。

委員

人材育成のお話ですけれども、私たちも困っていることがあります。一つは県では全県の方を対象に、点訳奉仕員の養成講習会を開いているのですが、私たちの方でも、地域でボランティアをしてくださる方を養成しようということで、22年位前から講習会を開いております。最初は板野郡の5町連合だったので、たくさん来てくださったのですが、途中で北島町だけになりまして、近頃来てくださる方が年に数名くらいになってしまい、今後どうしたものか悩んでいます。こういうふうにな人が少なくなりますと、ボランティアをしてくださる方も減りますし、なかなかボランティアも続かないということもありまして、同じ人がずっといるものですから、二十何年経つと、全体的に高齢化してきておりますので、若い方が入ってくださるといのはとてもいいことだと思います。地域でどういったことができるかというのは、今のところ分かりませんが、私たちも、若い方に来ていただければ嬉しいと思います。

委員長

ありがとうございます。委員からのご提案がきっかけで、やはり若い人が来ていただけると本当にいいと思います。活性化もしますし。委員はどうですか。

委員

私は一ボランティアですので、支援センター利用者のニーズに応じてするというだけなのですが、広く利用者のニーズがどの辺にあるのかということはなかなか分かりません。いわゆる書籍ではなくても、聞きたいものもたくさんあると思うので、そういうものにも応えられたらいいと思います。ただ、音訳は非常に時間がかかるんです。だから、これが読みたいとお聞きしても、できあがってお渡しできるのはずいぶん後になると思います。その辺が非常に残念だと、自分でやりながら思っております。

また、パソコンの話が出てきましたけれども、対面朗読をしていた方が、パソコンを使いこなしている方で、自分の必要に対して自分で対処できる部分が多いです。そういうことができない方と比べて、情報量が違ってくるということです。そこでパソコンの操作ができるような支援や訓練が必要だろうと思います。今、ざっとなら音訳を早くしてくれるところもあると聞いております。やはり機器というのは大事で、機器を使いこなせるような支援や研修も必要だと思っています。

委員長

音訳ボランティアの音訳は少し時間がかかるということ。ざっとであれば早くできるというのは、テキストデータを機械で読み上げる、ロボット音声、合成音声というものです。ロボット音声というのは昔はすごく聞きづらくて、それがだいぶ改良されたと聞いていますけれども、それでも誤変換もあるし、やはり人の声が一番だろうと思うのですが、どうですか。

委員

そうですね。ニーズにあわせてですね。人によって違うので、早くに知りたいのであれば、テキストデジター等、テキスト化したものを利用されている方もいらっしゃるし、やはり肉声の方がいいという人は肉声で聞いておられますし、それぞれ皆さんのニーズに合わせて利用されてい

るというのが現状です。

委員長

やはり、音声ボランティアのことについては、時間がかかるとか、点訳に関しても新しい若いメンバーにできるだけ入っていただきたいというような意見があって、委員からは特に小中高の子供たち、特に学齢の高い方に入ってもらえるような工夫をしてもらってはどうかという意見でした。ボランティアパスポート制度が徳島県にあって、知事部局の方でしている制度ですけれど、大学生がボランティアをすると、1回につきスタンプを押して、それがだんだんたまっていくと、最終は県知事から表彰していただけます。徳島大学や徳島文理大学が取り組んでいて、学生はすごく積極的にやっていて、知事表彰まで行く人がたくさんおりますので、知事部局と連携してボランティアの発掘を、これからしていったらどうかと思います。そのほか、今日は図書館の方も来ておられますので、まずは県立図書館からいかがでしょうか。

委員

まず、県立図書館のサービス面ですが、郵送貸出サービスを文化の森に移転した時から行っておりまして、利用状況は、身体障がい者の方が295名、視覚障がい者の方が17名登録されておりまして、昨年度は223回郵送しております。対面朗読サービスも設けておりますけれども、実績としましては、ここ数年利用されている方はいなくて、視聴覚障がい者支援センターの方にたくさん行かれていると思います。ボランティアの方にも登録はしていただいているのですが、実際にご利用になる方はいらっしゃるということで、活躍する場は今はないという状況になっております。マルチメディアデジター、大活字本、布の本、L.L.ブックなども揃えていますけれども、先ほどからお話を伺い、当館の電子書籍に関してご紹介したいと思います。KinoDenという所で電子書籍を導入しまして今年で3年目になります。今1500タイトルくらい、今年度末には2000タイトルくらいになります。そのうち読み上げ機能がついている書籍がございまして、こちらの方が今250タイトルくらいあり、今後もう少し増えるかもしれません。こちらの方を利用させていただきますと、音声読み上げ機能もついておりますので、いろいろな方に見ただけです。電子書籍は拡大もできますので、自分の好きな大きさに合わせて見ていただけるという利点があります。当館の図書館カードをお持ちの方で、マイライブラリーというサービスに登録していただきますとご利用できます。直接カードをお作りになっていない方も、市町村図書館の方で取り寄せサービスをご利用していただいている方は、当館の電子図書館を利用できるようになっております。かなり広く見ていただけるものになっております。この電子書籍の方には、徳島県史も入っておりまして、郷土資料といったものも適宜揃えていきたいので、地域資料に関しましても、ここで見られるようになっております。

これは全国的な課題になると思うのですけれども、当館でデジター図書を持っておりまして、それを、市町村の方に借りていただきたいと思ひまして、ある出版社にお声掛けしたところ、今のところ、出版社と契約を結んだところだけということで、そこ以外には他に貸し出さないでほしい、今後検討しますというお返事でした。こういうふうには、出版する側の方もこれから進んでいくこともあるようですので、こちらからも働きかけをして、たくさんの資料が、いろいろな人の手元に届くように、持っている資料を有効活用できるようにと思っておるところです。

委員長

ありがとうございます。今、委員の話の中に、取り寄せサービスがあったと思うのですが、阿波市の図書館ではどうでしょうか。

委員

阿波市の図書館は町村ごとに4館の図書館がありまして、このたび、令和2年から土成図書館



が公民館と併用してできました。各町村ごとに、軽度の職業支援センター、知的障がい者の支援センターがありますので、そこと連携して、そこの方に、月に一度くらい図書館に来ていただいて本を読んでいただく、帰るときに本を借りて帰っていただく、ということを町村ごとにやっております。それと、支援センターの方で読み聞かせや、本の貸出、団体に本を持っていくといったサービスをさせていただいております。図書館の建物の数はたくさんあるのですが、阿波市は電子書籍といった部分が遅れていまして、まだインターネット予約もできていない状態なので、そういった電子書籍の方を今後増やしていくように考えています。

委員長

ありがとうございます。今後の課題も含めてお伝えいただきました。では、徳島大学はどうでしょうか。

委員

徳島大学では、一般の方（学外の方）のご利用も非常に多いです。常三島の本館、蔵本の分館ともに一般の方もご利用いただけますし、貸出も可能です。ただし、今はコロナの影響で1時間以内という入場制限をさせていただく場合がありますが、パソコンについてもご利用可能です。読書バリアフリーに関しては、資料の充実度はまだまだこれからで、電子書籍のごく一部に読み上げ機能がついているという程度ですので、今後検討していきたいところです。それから学内にはアクセシビリティ支援室があります。そのほか、全国の国立大学図書館との連携協定を結んでおりますので、いろいろな情報を収集することも可能です。あと、県立図書館とも連携協定を結んで、定期的に会合も行っておりますので、本日も出席の皆様ともいろいろな点で情報共有させていただいて、お教えいただけたらと思います。よろしくお願いします。

委員長

ありがとうございました。各図書館での現状や取組状況をお伝えしていただいたのですが、今日の資料で、国の法律および基本計画についての部分で、地方公共団体における取組事例の中に、点字図書館、公立図書館、大学図書館と学校図書館の連携ということが書いてございます。できましたら、これから連携を進めていかなければならないという状況です。最初に委員が言われました、県内どこでも書籍に接することができるというのはやはり、こういった連携が非常に大きなウエイトを占めてくると思いますので、骨子にはきっちりと連携が進むようにお願いしたいと思います。

発達障がいについてですが、委員、どうでしょうか。

委員

徳島県におきましては、小松島市にありますハナミズキと、美馬市にありますアイリスの方で、発達障がいの診断のある方も、かもしれないという疑いの方も含めて、乳幼児の方から成年の方までご相談を受けております。先ほど読書に困難がある障がいとして、発達障がいの中で学習障がいというお話が出ましたが、読み書きに困難があるということで、うまく書けなかったり、書き間違えたり、文字が重なって見えたり、読めないという困難を抱えていらっしゃる方も含めて、読書の世界が広がるという、今回の読書バリアフリー法の施行は、大変豊かな生活が広がるということで、期待をしております。

相談を受ける私どもの状況ですけれども、実際にはメインとなる困りごととして、読書障がいの疑いがあるという相談は少ないという状況ではあります。特に主訴である、働くこと等に付随して出てくる場合はあります。成人の場合はコミュニケーションですとか、就職の定着困難の主訴が多いのですが、こういったことに付随して読み書きの障がいが出てくる場合があります。また、小さな方でしたら、読み書きに困難さがあるという相談もあるので、まだ発達の

段階ですので、読書障がいにいたるかどうか、というところは経過を見ていくところがございます。発達障がいというのは診断名ではなくて、いくつかのタイプを総称した状態を表す言葉になっています。大きく三つのタイプがありまして、自閉症スペクトラム障がい、注意欠陥多動性障がい、もう一つが学習障がいです。センターとしては、先ほどお話の中にありました、人材育成というところで、発達障がいの特性の方はなかなか自分からヘルプを出せないという所がありますので、各図書館や読書につながるときに、ナビゲーター、サポーターという話もありましたが、そういったつないでくださる方がいれば、読書の世界につながると思っております。学習障がいは、知的に困難のない方がほとんどですけれども、ほかの二つの障がいと併存する割合がたぐさんありますので、自閉症ですとか、ADHDと併存があるということは、コミュニケーションであったり、社会関係であったり、また多動であったりの状態が併存しているので、ほかのすべての発達障がいのタイプも含めて、その方に合わせた対応をしていただく必要があります。

当センターで啓発・研修もやっているのですが、人材の育成をしていただくときに、図書館協議会の研修の場に、私どもの方から出前講座であるとか、発達障がいの特性に対して理解を深めていただくための講師を派遣するような事業をしておりますので、ぜひお声掛けいただきたいと思っております。国の方でこの法律の制定に向けて、日本盲人会連合を含め関係4団体から声明が出た時に、その中には、「私たちが本を買う自由、そしてまた借りる権利を確立する上で、大きな礎を作っていただいた」という内容がありました。本を買う自由、借りる権利ということを、発達障がいの方も含めて満たされるように、私たちセンターとしてもできることはやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

委員長

ありがとうございました。発達障がいの方は、コミュニケーションの障がいがあるということでした。先ほど委員が知的障がいには焦点をあてられていましたけれども、その中で、環境設定が大切とのことでした。そこと、今の発達障がいの方の支援、サポートというのも含めて考えていきますと、落ち着いて読書ができる環境設定が必要だということ、それと、好きな本を探すときに、委員が言われたように、コミュニケーション障がいがあるためにヘルプが出せない子供たちへの支援が必要だということ。そこで今日はまだ議題には出ていませんけれども、図書館サポーターというのがレジュメにはありましたが、そういった図書館サポーターが小中学校とかいろいろなところに配置されて、発達障がいや知的障がいの方が図書館に来られた時にサポートをしていく、そういったことも必要だと感じます。

次に、今日の議題の中でいくつか出ましたけれど、パソコンの操作に対する支援というのほしい、というような意見もいくつかあったわけなのですけれども、委員から何かございませんか。

委員

私どもの団体で今テレワークの推進をしているのですが、テレワークを活用するためにまず支障となるのが、職場の紙の資料なんです。この資料の電子化というのが非常に大事で、そこから入っていくことが多いのですが、今回お話を伺っていて、本に関してもやはりまず第一歩はデジタルデータ化すること。デジタルデータにしておけば、例えば色とか大きさとかを変えて表示することもできますし、読み上げすることもできますし、点字化することもできると思います。まず第一歩がデジタルデータ化するところと思いました。そのあたりでICTの関係者であったり、若年層、学生だったり、デジタルデータ化するボランティアをすとかのお手伝いができるのではないかと思います。

委員長

書籍のデジタルデータ化というのが、非常に一つのポイントになるのでは、とのご意見でした。

デジタルデータ化をすると、それがいろいろな障がいに対応したもの、何通りでも使えるので、そういったデジタルデータ化するときにもボランティアを募ったらどうかということで、先ほどのボランティアの話にもつながったと思いました。先ほどの発達障がいの方の話で言いますと、たとえば絵本とか本とかに挿絵が入っていると、それが邪魔になって逆に読めない。目が動きすぎて、気が散りすぎて、というので、むしろシンプルな字だけの方が読みやすいという特性がある方もおられるようです。ですから、デジタルデータ化しておく、その方の特性に応じて加工ができますので、そこでボランティアも手伝ってくれば、なおいいのではないかと思います。

委員の皆様方にはご意見をいただきました。副委員長からはどうですか。

副委員長

皆さんから具体的な意見を言っていて、大変学ぶことが多かったです。

私の職業柄なのですけれど、人材育成をどうしたらいいかという点について、いろいろヒントがございました。現状では、若い、これから職を探そうという方とともに学ぶ機関で働いております。そういう方々は、ボランティア活動ですとか、自分にできる力を伸ばすというところに関心が高いのですが、さてそれを、いざ自分が働き、そのスキルを生かす、何か生活をしながらやっていくということになりますと、ボランティア一本ではなかなか継続性も難しいところがあります。今は、ボランティアの形態がかなり多くのウエイトを占めて、音訳・点訳の力となっているところもあるのですが、できればそうした専門的な基準ですとか研修を受けての素晴らしい肩書、スキルというのをもう少しいろいろな形で、企業のサポートとか、若い人も関わりやすい形でサポートが得られると、継続性ということにつながると思います。もう一点、徳島県ではたとえば教育委員会の方では、司書資格を持っていると教員採用試験でも加点をするという職につながるようなバックアップ、体制があります。司書資格との関連性、専門性アップ、子供たちに良い図書の見つけ方というか、そういったいろいろな専門性のある資格を多くの方が身につけられるかという点で、すでに徳島県でされていることが具体的にどれだけあるかを広報していくことも必要になると思います。

委員長

ありがとうございます。委員、どうぞ。

委員

やはり、読書や情報保障について、ボランティアの方に頼っていること自体がなかなか今の時代にそぐわないということもあって、それと、点訳・音訳ボランティアの方々の位置づけの向上ということも非常に大事であり、専門分野での点訳・音訳というのは非常に大変でございますので、その有償化といったことも、我々が属している全国組織から国の方に要望しているところでございます。

委員長

せっかく法律ができて、徳島県でもこういった形で非常に早い時期に協議会を開いているわけですから、今、委員が言われたように、国の方にも提言して、きっちりと有償化も含めて検討していただくことができればいいですね。ありがとうございました。今日は、総合教育センターの委員が欠席しておられますが、あらかじめご意見を伺っております。事務局からお願いします。

事務局

意見をご紹介させていただきます。県で進めているGIGAスクール構想により、県内の小中高特別支援学校に一人一台タブレットが順次導入されますので、授業で使用することはもちろん、様々な学校活動で活用できればと思っております。本日の資料で、サポート人材の必要性、若手人材の必要性について、課題ということで書かれているので、このタブレットを活用し、点訳・

音訳図書の制作体験として、例えば音声の録音編集機能を使って、高等学校の授業や部活動でデジタル図書の製作にチャレンジするなどできるのではないかと考えております。計画には、学校やG I G Aスクールと連携した取組みを進めるよう盛り込んではいかがでしょうか、という意見をいただいております。まさに委員の方からいただいた意見と関連するご意見をいただいております。

委員長

ありがとうございました。本日は皆様から本当に多様な意見をいただいたと思います。それでは事務局の方にお返ししたいと思います。